



適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める

意見書の提出を求める陳情書

陳情第 5 号

陳情者 帯広民主商工会

副会長 岡本 忠

幕別町緑町 35 番地 11

私たちは、小零細、家族経営者で組織している中小業者団体です。

2019年10月の消費税率10%引き上げに続き、収束の見えない新型コロナウイルス感染拡大、さらには、ロシア軍のウクライナ侵攻による国際情勢の激動や円安の影響で、あらゆる分野で資材の高騰や不足が続き、国民生活、経済活動は甚大な被害を受け、深刻な状況が続いています。

その中で、政府は、2023年10月からの適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」）の実施に向け、2021年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請を開始しました。

消費税率10%引き上げと同時に、軽減税率導入によって消費税制度は複雑化しました。インボイス制度が導入されれば、軽減税率対象品目を扱う事業者のみならず、全ての事業者に事務負担の増加を余儀なくされます。さらに、500万人を超える、いままで消費税申告が必要なかった1千万円以下の免税業者の個人営業の食堂や小売店、ヤクルトレディや配達員などの請負事業者、通訳や音楽家、個人タクシーなど個人事業者やフリーランス、地域シルバー人材センターの会員などの方々が、取引先から課税業者となることを求められ、重い負担を負うことが予想されます。

課税業者にならなければ、取引から排除され、「私たちのような小さい店は閉店せよと言われていることと同じ」と、怒りの声が上がっています。また、農業者は、農協を通じた取引について適格請求書の発行を免除されているものの、機械利用組合等の構成員となっている場合、登録業者になることが必要となります。十勝の基幹産業である一次産業にも非常に大きな影響が見込まれます。

インボイス制度導入には、日本商工会議所をはじめとした多くの中小業者団体、日本税理士会連合会などが中止や見直し、延期を求めています。

コロナ禍、物価高騰で厳しい営業活動が強いられる中小業者を守り、地域の雇用と暮らし、経済を守るために、趣旨にご賛同いただき、貴議会での意見書の採択を心からお願いいたします。

記

1. 国及び政府において、2023年10月からの消費税の適格請求書保存方式（インボイス制度）の実施を中止すること

2022年8月19日

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書（案）

2019年10月の消費税率10%への引上げにあわせて、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入され、2021年10月から課税事業者登録が始められた。

しかし、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会をはじめ様々な団体・個人から、制度の廃止や実施延期を求める声が上がっている。

これまで、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であれば消費税の納税は免除されていたが、インボイス制度の登録事業者になれば売上高にかかわらず納税義務が発生する。一方、消費税の仕入税額控除を受けるためには、登録事業者の発行する適格請求書が必要となる。そのため、免税事業者は取引を避けられかねず、登録してもしなくても、零細事業者、個人事業主などには従前に比べて負担がかかることになる。

例えば、全国約70万人のシルバー人材センターの会員も、請負・委託契約の場合、納税義務者である。そのため、シルバー人材センターが仕入税額控除を受けようとするれば、会員である高齢者は、インボイス制度に登録し消費税を納めなければならなくなる。また、農業者は、農協を通じた取引について適格請求書の発行を免除されているものの、機械利用組合等の構成員となっている場合、登録業者になることが必要となる。十勝の基幹産業である一次産業への影響は非常に大きいものとなる。

多くの中小零細事業者は、コロナ危機と物価高騰の下、事業継続、雇用維持に懸命に取り組んでおり、インボイス制度への登録、経理事務の準備、新たな納税の負担に耐えられる状況にはない。これ以上の負担を課すことは、コロナ禍からの経済再生を阻害することにもつながる。

よって、国及び政府においては、中小企業や個人事業主の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のために、2023年10月からの消費税インボイス制度の実施を中止することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2022年 月 日

幕別町議会 議長 寺林 俊幸

提出先 衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
法務大臣 殿